



第4章 計画の推進体制及び進行管理



第4章 計画の推進体制及び進行管理

第1節 推進体制

本計画で掲げた目指すべき環境の将来像「恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいた」を実現するには、県民、民間団体、事業者、行政が連携し、本県の美しく快適な自然環境を守り育てるとともに、自然の魅力や環境保全活動のプロセスを発信し、企業や地域外の人々とのネットワークを広げていくことが重要です。

そこで、本計画の策定にあわせて、県民、民間団体、事業者等で構成する「グリーンアップおおいた県民会議」を立ち上げ、本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を加え、経済の発展も促す取組を進めます。

また、県庁内においては、「グリーンアップおおいた実施本部」を中心にして、グリーンアップおおいた推進会議などからの意見や提言等を踏まえ、部局横断的に環境政策を推進していきます。

第2節 計画の進行管理

本計画の目指すべき環境の将来像及び基本目標の実現に向けて、第3章に掲げる各種施策を着実かつ効果的に推進していくため、計画の適切な進行管理を行います。

1 環境指標の設定

主要施策の実施状況を的確に把握・確認するため、第3章に掲げた施策分野ごとに、原則として数値化された客観的指標として「環境指標」を設定します。

本計画の目標年度である令和15年度において、環境指標として掲げた項目の数値目標を達成することを目指して、毎年度、進捗状況を把握・確認及び検証し、必要に応じてその見直しを行います。

2 進行管理の体制

本計画に掲げた目標達成に向けて、県議会、大分県環境審議会及びグリーンアップおおいた推進会議により、適切に進行管理を行います。

大分県環境審議会は、環境基本法第43条に基づく都道府県の区域における環境の保全に関する基本的事項を調査、審議する学識経験者等により構成される機関です。また、大分県環境基本条例第9条に基づき環境基本計画の策定及びその変更について知事が意見を聴くことが必要とさ



れている機関であることから、本計画の実施状況を報告し、幅広い視野に立って専門的・多角的な視点から意見をいただくこととします。

また、グリーンアップおおいた推進会議において、県民の視点から幅広く意見をいただき、具体的な取組に反映させるなど、環境政策の一層の充実を図りながら、本計画の進行管理を行うこととします。

3 進捗状況等の公表

環境の現状や本計画に基づく施策の進捗状況及び目標の達成状況等については、毎年、**環境白書***及び県のホームページにより広く公表します。